

国土強靱化計画について

1 国土強靱化計画とは

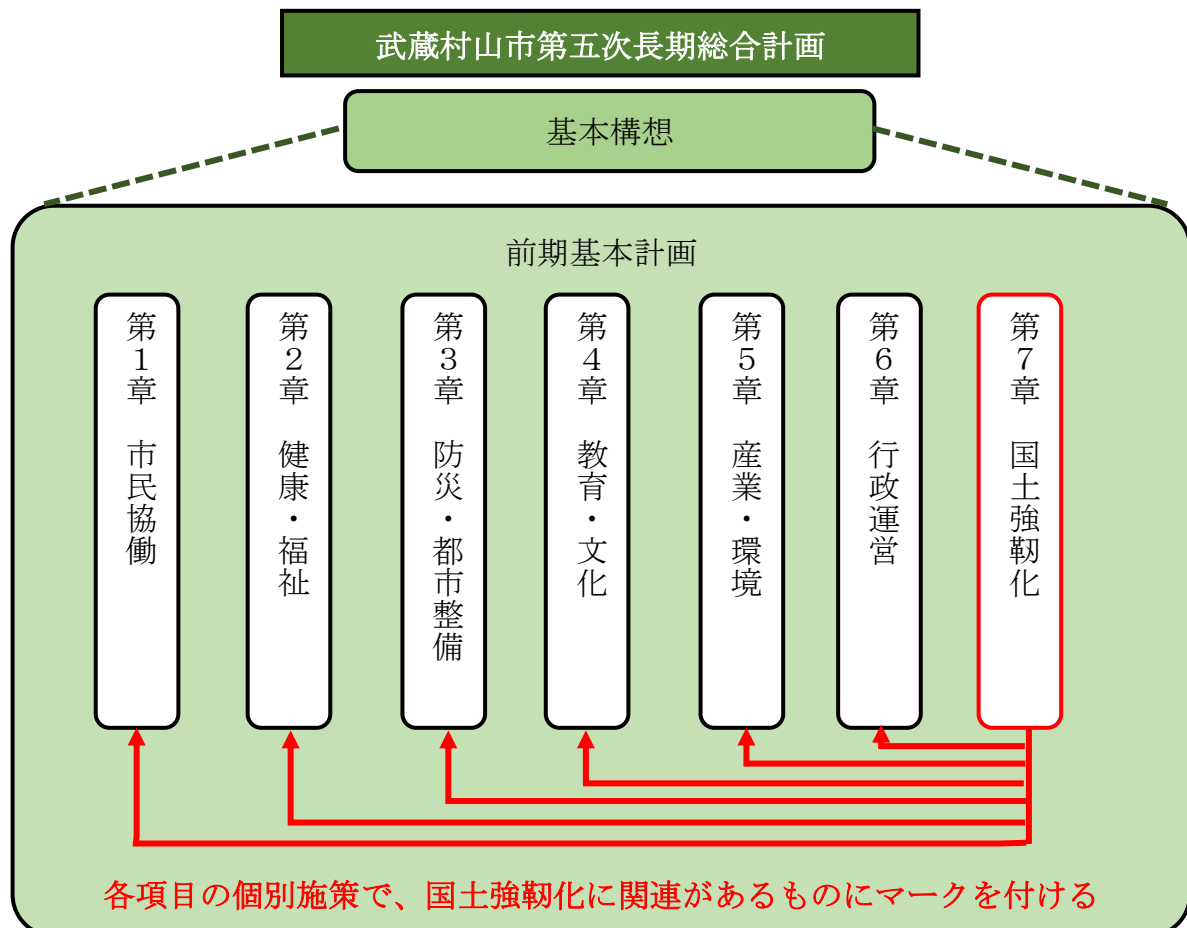
東日本大震災による甚大な被害を受けて、大規模自然災害等に備えるため、国が制定した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」に基づき、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資するための施策を、総合的かつ計画的に定めるものです。地方自治体には「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことが規定されています。

近年多発している局地的な豪雨などによる被害を受けて、この国土強靱化計画の策定が求められており、本市でも、長期総合計画の策定と合わせて「国土強靱化地域計画」の策定をすすめることとなりました。

2 長期総合計画との関係

長期総合計画は、本市の今後10年間における行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を総合的に定めるものです。国土強靱化地域計画は、自然災害等に備えるための施策を総合的に定めるものであるため、長期総合計画に定める施策のうち、国土強靱化にも関係する施策を国土強靱化地域計画に位置付けることで一体的に策定することが可能です。

具体的には、次の図のように、国土強靱化地域計画を基本計画のひとつの章として位置付け、関連性のある施策にマークを付け、国土強靱化と紐付けるという形を事務局では想定しています。



3 策定方法

長期総合計画の策定については、これまでの方法や、内容について変更することはありません。

現在、庁内の策定委員会には、専門的事項を調査研究するため、4つの専門部会が設置されています。この専門部会に、新たに「国土強靱化部会」を追加し、国土強靱化地域計画の策定を進めます。

4 審議会での審議内容

国土強靱化地域計画の策定に当たっては、東京都が既に「東京都国土強靱化地域計画」を策定済みであり、国が定める策定ガイドラインでは「市町村が国土強靱化地域計画を策定する際は、都道府県の計画との調和を図ること」とされています。

このことから、専門的な事項については、東京都と調整を図ることとし、審議会では、一般的な目線で「表現の方法」や「内容が理解しやすいか」について御審議いただきたいと考えております。